

議案第17号

読谷村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

読谷村職員の育児休業等に関する条例（平成4年読谷村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第17条の2第1項」を「第18条第1項」に、「職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を「職員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實